

消費者保護条例に基づく過大包装の基準

制 定 昭和 56 年 9 月 24 日

最近改正 平成 18 年 12 月 15 日

大阪市消費者保護条例（昭和 51 年大阪市条例第 32 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、過大包装の基準を次のように定め、昭和 53 年 11 月 1 日から施行する。

1 適用範囲

この基準は、宝石・貴金属類及び美術工芸品並びにこれらに準ずるものを除く商品の消費者包装に適用する。

なお、配送包装についてもこれを準用する。

2 適用除外の判定

事業者は、この基準に抵触する包装に関してその必要性を主張し、基準の適用除外を求める場合には、その根拠となる客観的・合理的なデータを提出し、判定を受けなければならない。

3 過大又は過剰な包装の禁止

事業者は、内容品の保護又は品質の保全上、適切な包装をしなければならず、次に掲げる過大又は過剰な包装を行ってはならない。

- (1) 内容品の保護又は品質保全の範囲を超えて必要以上に空間容積の大きなもの
- (2) 内容品の価格に比べて必要以上に包装経費をかけているもの
- (3) アゲゾコ、ガクブチ、メガネ、アンコ、エントツ、十二単衣等の方法により内容品を実量以上にみせかけてごまかしているもの
- (4) 明らかに二次使用機能を偽装したもの
- (5) 相互に関連性の薄い商品等を無理に詰合せているもの

4 適切な商品選択の確保

事業者は、次に掲げる行為を行うことにより消費者の適切な商品選択を妨げてはならない。

- (1) 包装の二次使用機能を必要以上に強調すること
- (2) 消費者の利便性を考慮せずに内容量又は販売量を設定すること
- (3) 内容品の表示等を識別しにくくすること
- (4) その他前 3 号に準ずること

5 省資源及び環境への配慮

事業者は、前 2 項に定める基準を遵守するとともに、包装に要する資源の有効利用及び廃棄物の適正な処理を図るため、次の事項の推進に努めなければならない。

- (1) 包装の減量化
- (2) 環境負荷の小さな包装資材の使用
- (3) 包装資材の材質及び処理方法の表示